

水俣病被害者の救済について

県では、水俣病被害者に対する救済の申請を受け付けています。救済の対象となる人は、かつて水俣湾またはその周辺水域の汚染された魚等をたくさん食べた人のうち、両手足の先などに感覚障害をお持ちの人です。

救済の対象となった人には、水俣病被害者手帳が交付され、一時金や療養手当、医療費の自己負担分などが支給されます。

なお、すでに亡くなられた人についての水

俣病被害者救済の申請についても受け付けています。亡くなられた人で、「過去の認定審査会の資料、その他公的な診断による資料」があり、一定の要件に該当する場合は、遺族の人に一時金が支給されます。

また、下記のとおり、説明会・個別相談会を行います。

県外にお住まいのご親戚、お知り合いの人にもお伝えください。

説明会・個別相談会

◆県内説明会・個別相談会会場

日 時	場 所
2月7日㊤ 午前10時から正午まで	水俣市もやい館 (水俣市牧ノ内3-1)
2月7日㊤ 午後2時から同4時まで	津奈木町農業就業改善センター (津奈木町大字小津奈木2123)
	上天草市龍ヶ岳統括支所会議室 (上天草市龍ヶ岳町高戸1412)
2月8日㊤ 午前10時から正午まで	天草市御所浦島開発総合センター (市内御所浦町御所浦4310-5)
2月8日㊤ 午後2時から同4時まで	天草市横浦島コミュニティセンター (市内御所浦町横浦383-6)
2月9日㊤ 午前10時から正午まで	芦北町地域活性化センター (芦北町大字田浦町653)
2月9日㊤ 午後2時から同4時まで	芦北町役場3階大会議室 (芦北町大字芦北2015)
2月10日㊤ 午後2時から同4時まで	天草地域振興局 2階大会議室 (市内今釜新町3530)

◆県外説明会・個別相談会会場

会 場	日 時	場 所
東 京	2月4日㊤ 午後1時30分から同3時30分まで	都道府県会館 101大会議室 (東京都千代田区平河町2丁目6-3)
福 岡	2月4日㊤ 午後1時30分から同3時30分まで	八百治博多ホテル 2階 A+B会議室 (福岡県福岡市博多区博多駅前4-9-2)
大 阪	2月5日㊤ 午後1時30分から同3時30分まで	大阪駅前第3ビル 17階 11、12号室 (大阪府大阪市北区梅田1-1-3)
名古屋	2月5日㊤ 午後1時30分から同3時30分まで	愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 中会議室1201号室 (愛知県名古屋市中村区名駅4丁目4-38)

※事前のお申し込みは不要です。

【問い合わせ先】 熊本県環境生活部・水俣病保健課 ☎096(333)2306

情報ひろば

催し

「天草の健康ひろば」集いを開催します

「地域生活支援に踏み出そう」をテーマに、『天草こころの健康づくりの集い』を開催します。この取り組みは、精神障がい者への理解を深めてもらい、社会参加や社会復帰を促進するものです。

倉岳町のこっぴ劇団や天草太鼓のアトラクションや作品展示、販売コーナーもありますので、ぜひご来場ください。

▼とき 2月4日㊤ 午後1時から同4時まで

▼ところ 天草市民センターホール

▼内容 講演「つながろう、伝えあおう、学びあおう」

〔講師〕 赤星香世子氏(元熊本学園大学教授)。

▼入場料 無料。

※詳細は天草地域精神保健福祉連絡協議会事務局(天草保健所) ☎0172へ。

天草の新料理、新名物！

本気バトル展示試食会参加者募集

▼とき 2月6日㊤ 正午から同2時30分まで

▼ところ 天草シーサイドホテル(亀場町)。

▼内容 ●料理部門：若手料理人が天草の豚を使った創作料理で味を競います。●特産品部門：天草の海の幸、山の幸を使った特産品で味を競います。

※試食後、来場者の投票でグランプリを決定します。●グッズ展示、お楽しみ抽選会。

●くまモン登場：日本一の人気者「くまモン」と遊ぼう。

▼定員 先着200人(定員になりしだい締め切り)。

▼入場料 無料。

※申込方法などの詳細は、天草市商工会の松本さん ☎332

募集

天草広域連合からのお知らせ

天草広域連合では、平成24年度分の物品の競争入札(見積り)への参加資格審査申請の追加受け付けを行います。

▼受付期間 2月1日㊤から同29日㊤まで(土・日曜日を除く)。

▼有効期間 4月1日㊤から平成25年3月31日㊤まで。

※申請方法などの詳細は、天草広域連合・総務企画課 監理係 ☎3188へ。

525へお尋ねください。

「蔵之元～牛深航路」の運休について

蔵之元～牛深間を就航中のカーフェリー「第二天長丸」は、船舶検査のため1月23日㊤から同29日㊤まで運休します。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】 三和商船株 ☎2103

子どもの安全を守るため、ライターなどの販売が規制されました

平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正法令が施行され、いわゆる『使い捨てライター』や『多目的ライター』の販売規制が開始されました。経過措置終了後の平成23年9月27日以降、本体にPSCマークが表示されていないものは販売が禁止されました。



▲PSCマーク

購入にあたっての注意

次のライターなどを購入するときは、本体にPSCマークが表示されているかどうか、ご確認ください。

▶使い捨てライターや多目的ライター(点火棒)のうち、燃料の容器と構造上一体となっているもので、当該容器の全部または一部にプラスチックを用いたもの。

使用にあたっての注意

- 子どもの手の届かないところに置きましょう。
 - 子どもにさわらせず、火遊びの危険性を教えましょう。
 - 不要なライターはきちんと捨てましょう。
- ※ガス抜きをするなど、自治体のルールに従って正しく廃棄してください。

【問い合わせ先】 熊本県環境生活部・消費生活課 ☎096(333)2291